

# 2023年度 神戸市 FCV・EV 普及促進補助制度のご案内

神戸市では、2050年カーボンニュートラルの実現を目的とし、走行中に二酸化炭素を排出しない燃料電池自動車・電気自動車の導入費用の一部について、事業者等を対象とした補助事業を実施しています。（燃料電池自動車に限り、個人も補助の対象となります。）

## 補助対象者

1. 神戸市内に事務所もしくは事業所を有する法人<sup>※1</sup>または個人事業者<sup>※1</sup>
2. 神戸市内に居住する個人（燃料電池自動車に対する補助に限る）
3. 1または2に対して、補助対象車両をリース契約により貸出しするリース事業者（使用者への還元について、補助金相当額分がリース料金に反映されるリース事業者に限る）

※1 公法人、独立行政法人、国又は地方公共団体が50%以上出資する法人及び次の事業者は含みません。

- ・自動車製造業者（「日本標準産業分類」における細分類3111及び3112に分類される事業者）
- ・自動車卸売業者（「日本標準産業分類」における細分類5421に分類される事業者）
- ・自動車小売業者（「日本標準産業分類」における細分類5911及び5912に分類される事業者）

## 補助対象車両

以下の要件を全て満たす四輪以上の燃料電池自動車・電気自動車が対象です。

1. 2023年2月24日から2024年2月23日までに、経済産業省の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」の交付額確定通知を受けること。
2. 初度登録時から神戸市内<sup>※2</sup>に使用の本拠の位置を置き、主として市内を走行すること。
3. 2023年度における兵庫県環境部補助金の補助対象車両であること（個人が導入する燃料電池自動車を除く）。

※2 法人・個人事業主の場合：事務所・事業所、法人等が賃借している月極駐車場など

個人の場合：自宅や申請者が賃借している月極駐車場など

リース事業者の場合：使用者の事務所・事業所、使用者が賃借している月極駐車場など

## 補助金の額・上限額

補助金の額は「国補助金<sup>※3</sup>の交付額×1/3」で、上限額は次の表のとおりです。

なお、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル自動車、ミニカーは補助対象外です。

車種	補助金の上限額	
	通常	条件付き車両 <sup>※4</sup>
燃料電池自動車	26万円	29万円
電気自動車（軽自動車を除く）	18万円	24万円
電気自動車（軽自動車）	9万円	11万円

※3 経済産業省のクリーンエネルギー自動車導入促進補助金

※4 外部給電器、V2H 充電設備を経由してまたは車載コンセント（AC100V、1500W）から電力を取り出せる機能を有しているもの。ただし、2023年4月1日以降に初度登録を行ったEV（乗用自動車<sup>※5</sup>に限る）は、トップランナー制度の対象となるもの<sup>※6</sup>に限る。

※5 自動車検査証の用途欄の記載が乗用であるもの

※6 エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律に基づき、対象となる機器や建材の製造事業者や輸入事業者に対し、エネルギー消費効率の目標示して達成を促すとともにエネルギー消費効率の表示を求めているもの

## 申請手続きの流れ

### 事前準備

- (1) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金」交付を申請
- (2) 交付確定通知書兼補助金の額の確定通知書を受領（2023年2月24日～2024年2月23日）



### 本補助の交付申請

#### ◆ 申請期限

2024年3月7日（木曜）必着

ただし、本補助事業の予算がなくなり次第、申請受付を締め切ります。

#### ◆ 必要書類

##### 法人・個人事業主・個人の場合（個人は燃料電池自動車に限る）

- 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書）
- 次のいずれかの書類・・・①
  - 【法人の場合】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し<sup>※7</sup>
  - 【個人事業者の場合】前年分の確定申告書B（税務署の受付が確認できるもの）の写し<sup>※8</sup>
  - 【個人】本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか）の写し<sup>※9</sup>
- 神戸市内に事務所等を有することを確認できる書類（①に記載されている場合は不要）
- 契約内容が確認できる書類（契約書や注文書）の写し・・・②
- 見積金額が確認できる書類（車両本体価格が明記されているもの）の写し（②に記載されている場合は不要）
- 経費の支払いを証する書類（原則、領収書）の写し
- 自動車検査証の写しおよび自動車検査記載事項の写し

- 必要に応じて、その他追加資料の提出をお願いする場合があります。

## リース事業者の場合

- 交付申請書兼実績報告書（第1号様式）
- 国の補助を受けたことを証する書類（交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書）
- 次のいずれかの書類・・・①
  - 【法人の場合】登記簿謄本、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書の写し※7
  - 【個人事業者の場合】前年分の確定申告書B（税務署の受付が確認できるもの）の写し※8
  - 【個人】本人確認書類（運転免許証、健康保険証、住民票のいずれか）の写し※9
- 神戸市内に事務所等を有することを確認できる書類（①に記載されている場合は不要）
- 契約内容が確認できる書類（車両本体の購入契約書、リース契約書）の写し・・・②
- 見積金額が確認できる書類（車両本体価格が明記されているもの）の写し  
（②に記載されている場合は不要）
- 経費の支払いを証する書類（車両本体の購入に関する領収書）の写し
- 自動車検査証の写しおよび自動車検査記載事項の写し
- 貸与料金の算定根拠明細書

● 必要に応じて、その他追加資料の提出をお願いする場合があります。

※7 発行後3か月以内のもの

※8 新規開設で確定申告をしたことがない事業者は、税務署に届出た個人事業の開業・廃業等届出書（税務署の受付等が確認できるもの）の写し

※9 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は不可

### ◆ 提出方法・提出先

神戸市環境局環境創造課（省エネルギー推進担当）

提出先メールアドレス：eco\_office@office.city.kobe.lg.jp

- ✓ 電子メールの容量が7MBを超える場合は、分割して送信してください。
- ✓ 必要に応じて、提出するファイルにパスワードを設定して送信してください。

※申請書類に関するお問い合わせは、神戸市ホームページの「[よくある質問](#)」をご確認の上、電子メールにてお願いします。



補助金交付決定通知書兼補助金の額の確定通知書を電子メールで交付後、補助金を交付します。

## 注意事項

- 同じ申請者からの同年度の申請は、原則10台までです。  
ただし、燃料電池自動車を購入する個人については、1台までです。
- 本補助金の交付が決定した日から4年が経過するまでに、補助金の交付を受けた車両を処分（譲渡、交換、貸付、担保、補助金の交付の目的に反した使用※10）する場合は、財産処分の手続き（**事前申請**）及び補助金の返還が必要です。必ず事前に相談してください。

※10 市外への使用の本拠の位置の移動も含まれます。